



2026年9月

各位

全国生活保護裁判連絡会事務局長 竹下 義樹

(事務局 つくし法律事務所)

全国生活保護裁判連絡会第32回総会・交流会のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち全国生活保護裁判連絡会は、1995年に設立された、生活保護利用に関する不服申立や裁判等の支援・研究を通じて権利としての生活保護を実現するために活動する民間団体です。

12年以上各地で闘われてきた「いのちのとりで裁判」は昨年6月27日、最高裁で歴史的勝訴判決を得ました。しかし国は全ての被害者への全額補償を行わず、原告とそれ以外を分断した上、半額ほどの追加支給と特別給付金という形に矮小化をしたため、早速第二ラウンドの集団審査請求運動が全国各地で始まっています。

運用面の裁判はこの1年間では少なかったものの、賃貸借契約の終了に関する当事者間の争いの把握不十分のまま不法占拠者だと決めつけ住宅扶助の認定を削除する処分が取り消された東京高裁判決などの前進がみられるとともに、福祉事務所ぐるみの違法行為が明らかとなった桐生市事件や生駒引取扶養見込申請却下事件、さらには精神保健福祉手帳の等級変更を届け出ているにもかかわらず障害者加算の認定漏れが遡及支給分除き6年以上続いた伊丹市事件などでは、地方自治体の法的責任を前提に訴訟上の和解でいずれも決着するなど、多様な解決が図られるようになりました。

審査請求に目を向けると、婚姻に伴い保護廃止となった後障害年金の遡及支給があったものの新婚旅行で費消し、その後離婚を経て生活保護を再度利用し始めた際に障害年金遡及支給分全額につきなされた法63条返還決定について自立更正控除未検討を理由に取り消した大阪府知事裁決や3週間の海外渡航期間全部の渡航費用を分割収入認定した処分について課長通知を逸脱するとして取り消した神奈川県知事裁決、海外滞在中の長男との世帯同一性認定に誤りがあるとして保護申請却下処分が取り消された大阪府知事裁決、杜撰な調査に基づく失踪廃止処分を取り消した長野県知事裁決など、個々の事実認定が丁寧に行われた結果の認容裁決が多くみられています。

生保裁判連は設立丸30年の昨年、記念出版を刊行するなどし、今年からは新たなフェーズを迎えます。生活保護裁判史上初の集団訴訟である生存権裁判以来20年以上に亘って裁判と運動面を連動させた活発な活動を続ける青森県で本総会・交流会を開催し、次の30年間の生活保護運動・裁判の形を皆さまで考える場とすべく、鋭意準備中です。ふるってご参加下さい。

敬具

全国生活保護裁判連絡会第32回総会・交流会開催要領

1 スローガン **みちのくからあらためて問う、人間らしい生活とは**

2 日時 2026年11月23日（月、祝）10:00～15:30（予定）

※当初ご案内から変更があります、ご注意願います

3 会場 青森県観光物産館アスパム

〒030-0803 青森県青森市安方1丁目1番40号 TEL 017-735-5311/FAX 017-735-2067

アクセス：JR東日本「青森」駅下車徒歩9分、青森空港から空港バス「県庁通り」停留所下車徒歩5分

4 参加費・資料代

○参加費 500円（生健会会員、生活保護利用者は無料です）

○資料代 1,000円（希望者のみ）

5 プログラム

10:00 開会

10:00 基調講演『最低賃金、年金、生活保護～日本のナショナルミニマムを改めて考える』

後藤道夫さん（都留文科大学名誉教授）

11:15 基調報告

11:45 休憩・昼食

12:30 報告「この1年間の生活保護裁判・審査請求」

12:50 分科会

第1分科会「生活保護の自動車保有問題について」

第2分科会「青森における生活保護をめぐる諸問題」

（15:30 終了予定）

6 問い合わせ先

○ 全国生活保護裁判連絡会事務局

〒604-0883 京都市中京区間之町通夷川上る楠町601番地3楠町ビル3階（つくし法律事務所内）

TEL 075-241-2244 Fax 075-241-1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp